

特定非営利法人かるちべーと

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かるちペーとという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県長井市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、学校にいけない子ども並びにひきこもりの青壮年とその家族との交流や支え合いを通じて、安心して過ごせる居場所を作りながら、共に生きる地域社会作り活動を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子ども・青壮年に居場所を提供するフリースペースの運営事業
- ② 不登校・ひきこもりの相談窓口の開設事業
- ③ 不登校の子どもへの学習支援事業

- ④ひきこもり青壮年への生活支援事業
- ⑤不登校やひきこもりの家族会の開催事業
- ⑥地域住民への啓蒙を目的とした学習会の開催事業
- ⑦その他、目的を達成するために必要な事業

(2)その他の事業

- ①物品販売事業
- ②共済事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人及び団体等にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費の納入がなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、この定款に違反したときや、この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及び入会金その他の抛出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員及びその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、この法人と代表理事との間で利益が相反する業務または双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事等が法人を代表する者としてその業務を執行する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大の事実のあることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員をおくことができる。

2 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種類)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の承認(これらを変更する場合を除く)
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席(署名議決権及び委任状を含む)で成立する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席数(書面又は電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議長、議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったと見なされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算の変更
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 財産の処分
- (8) 借入金
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分に1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第1項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合には、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り返すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場

合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（剰余財産の帰属）

第53条 この法人が、解散（合併又は破産による解散を除く）したときに有する残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に基づき総会の議決を経て選定されたものに帰属する。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、法人のホームページに掲載して行う。

ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

（実施細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	萩野 典子
理事	長岡 静子
理事	飯澤 雅子
理事	大橋 千佳子
理事	佐藤 真理子
理事	萩野 碩彰
監事	手塚 一司
- 3 この法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、つぎに掲げる額とする。

（1）入会金

正会員（個人・団体） 1000円

（2）会費

正会員（個人・団体） 年会費 3000円

賛助会員（個人・団体） 年会費 1000円（1口）

役員名簿

特定非営利活動法人 かるちべーと

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	萩野典子		無
理事	佐藤真理子		無
理事	長岡静子		無
理事	飯澤雅子		無
理事	大橋千佳子		無
理事	萩野碩彰		無
監事	手塚一司		無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条及び同条例施行規則第3条に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣旨

学校に行けない子どもやひきこもりの青壮年、その家族との交流や支え合いを通じて誰もが安心して過ごせる地域作りを目的とする。目的達成の一つとして居場所や相談窓口、家族会を作り地域住民の交流の場所を創設する。

2 申請に至るまでの経過

令和元年から子ども食堂を立ち上げ運営する中で、不登校の子どもが多いことに気づかされ令和4年から不登校親の会を立ち上げました。親の会を運営する中で、子ども達や保護者が学校や家以外に居場所が必要なことを感じました。親子共々家以外のホッとできる時間と場所と人のご縁を利用して、心身ともに豊かな暮らしができるように居場所かるちべとを立ち上げました。今後は誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、社会的に認められ利用者からの信頼を深め持継続した活動をする為に申請致しました。

令和8年3月10日

特定非営利活動法人 かるちべと

設立代表者

氏名 萩野典子

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 かるちべーと

1 事業実施の方針

学校にいけないうちも並びにひきこもりの青壮年とその家族との交流や支え合いを通じて、安心して過ごせる居場所を作りながら、共に生きる地域社会作り活動を行うことを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
こども、青壮年に居場所を提供する	不登校、ひきこもりの青壮年やその家族にゆっくり過ごせる場所と時間を提供する。	A 火曜日、金曜日 10時から15時まで B 東町1-5 かるちべーと C 常勤2名 ボランティア2名	D 小中高、大学生等、青壮年 E 10人程度	10
不登校、引きこもりの相談窓口の開設	悩みを丁寧に聴いて必要なら他機関と連携して解決へと繋ぐ教育支援センター、相談支援事業所、医療機関等	A 火曜日、金曜日 10時から15時まで B 東町1-5 かるちべーと C 相談支援専門員、社会福祉士、教員、保健師、看護師等最低3人	D 小中高、大学生等、青壮年及びその家族 E 20人程度	
不登校のこどもの学習支援 ++	学校や教育支援センターと連携して学習の進捗を知り当事者の希望に合わせた学習支援を行う	A 火曜日、金曜日 10時から15時まで B 東町1-5 かるちべーと C 教員	D 小中高高校生 E 2から3人	

ひきこもり青 壮年への生 活支援事業	ひきこもり青壮年への簡単な健 康チェックや生活相談などをす る	A 火曜日・金曜日 10時から15時まで B かるちべーと C 保健師・看護師な ど	青壮年5人程度	
不登校やひき こもりの家 族会の開催 事業	定期的な家族間の交流会や学習 会の開催を支援する	A 月1回交流会 年2回の学習会 B かるちべーと C 常勤1, ボランテ ィアスタッフ2	家族7人程度	5
地域住民への 啓蒙を目的と した学習会の 開催	不登校、引きこもり、その家族 並びに地域住民との理解と交流 を深めるため、先駆的な実践を している方や当事者を招き、研 修会、講演会を開催する	A 年1回 B かるちべーとまた は公共施設 C スタッフ全員	20人から50人 程度	10

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
現在は実施予定なし			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和9年度の事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 かるちべーと

1 事業実施の方針

学校にいけない子ども並びにひきこもりの青壮年とその家族との交流や支え合いを通じて、安心して過ごせる居場所を作りながら、共に生きる地域社会作り活動を行うことを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
子ども、青壮年に居場所を提供する	不登校、ひきこもりの青壮年やその家族にゆっくり過ごせる場所と時間を提供する。	A 火曜日、金曜日 10時から15時まで B 東町1-5 かるちべーと C 常勤2名 ボランティア2名	D 小中高、大学生等、青壮年 E 10人程度	10
不登校、引きこもりの相談窓口の開設	悩みを丁寧に聴いて必要なら他機関と連携して解決へと繋ぐ教育支援センター、相談支援事業所、医療機関等	A 火曜日、金曜日 10時から15時まで B 東町1-5 かるちべーと C 相談支援専門員、社会福祉士、教員、保健師、看護師等最低3人	D 小中高、大学生等、青壮年及びその家族 E 20人程度	
不登校のこどもの学習支援 ++	学校や教育支援センターと連携して学習の進捗を知り当事者の希望に合わせた学習支援を行う	A 火曜日、金曜日 10時から15時まで B 東町1-5 かるちべーと C 教員	D 小中高生 E 2から3人	

ひきこもり青 壮年への生 活支援事業	ひきこもり青壮年への簡単な健 康チェックや生活相談などをす る	A 火曜日・金曜日 10時から15時まで B かるちべーと C 保健師・看護師な ど	青壮年5人程度	
不登校やひき こもりの家 族会の開催 事業	定期的な家族間の交流会や学習 会の開催を支援する	A 月1回交流会 年2回の学習会 B かるちべーと C 常勤1, ボランテ ィアスタッフ2	家族7人程度	10
地域住民への 啓蒙を目的 とした学習会 の開催	不登校、引きこもり、その家族 並びに地域住民との理解と交流 を深めるため、先駆的な実践を している方や当事者を招き、研 修会、講演会を開催する	A 年1回 B かるちべーとまた は公共施設 C スタッフ全員	20人から50人 程度	10

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
現在は実施予定なし			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2(1)のうち「(D) 受益対象者の範囲、(E) 予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 かるちべと

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	33,000	
賛助会員受取会費	6,000	39,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金		
受取助成金		0
4. 事業収益		
居場所事業収益		30,000
5. その他の収益		
受取利息	100	
雑収益	10,000	10,100
経常収益計		79,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他の経費		
おやつ費	20,000	
訪問活動費	0	
講演会費	10,000	
旅費交通費	3,600	
水道光熱費	18,000	
雑費	4,500	
その他経費計	56,100	
事業費計		56,100
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	1,000	
旅費交通費	400	
水道光熱費	2,000	
雑費	500	
その他経費計	3,900	
管理費計		3,900
経常費用計		60,000
当期経常増減額		19,100
当期正味財産増減額		19,100
前期繰越正味財産額		25,100
次期繰越正味財産額		44,200

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 かるちべーと

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	6,000	36,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
3. 受取助成金		
受取助成金		0
4. 事業収益		
居場所事業収益		30,000
5. その他の収益		
受取利息	100	
雑収益	13,000	13,100
経常収益計		79,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他の経費		
おやつ費	15,000	
訪問活動費	0	
講演会費	10,000	
旅費交通費	3,600	
水道光熱費	18,000	
雑費	3,600	
その他経費計	50,200	
事業費計		50,200
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	1,000	
旅費交通費	400	
水道光熱費	2,000	
雑費	400	
その他経費計	3,800	
管理費計		3,800
経常費用計		54,000
当期経常増減額		25,100
当期正味財産増減額		25,100
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		25,100

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。